

公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）と称する。英文では、Japanese Veterinary Medical Specialty Board と表示する。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を東京都港区南青山1-1-1に置く。

(目的)

第3条 協議会は、国内の獣医療各分野における高度かつ専門的な知識・技術を有する獣医師（以下「認定・専門獣医師」という。）を認め定める（以下、認定という）制度を確立し、各専門性認定団体において認定・専門獣医師の質が確保されるよう専門性認定団体を評価証明（以下、認証という）し、管理を行うことにより認定・専門獣医師制度の信頼性を確保し、動物の飼育者をはじめとする国民に対して適切な獣医療情報を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定・専門獣医師制度の整備に関する事業
 - (2) 認定・専門獣医師の認定分野及び名称に関する事業
 - (3) 専門性認定団体の認定要件の評価及び専門性認定団体の認証に関する事業
 - (4) 認定・専門獣医師の認定・登録・管理に関する事業
 - (5) 認定・専門獣医師の公表に関する事業
 - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業を適正かつ円滑に推進するため、協議会の下に専門の委員会を置くことができる。
- 3 第1項第3号に定める認定要件の評価及び認証に係る手続きについては別に定める。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は、認証を行う旨の評価結果通知書の日付から5年間とする。

(認証の更新)

第6条 協議会は、以下の認証の更新内容について別に定める。

- (1) 認証の更新に係る要件
- (2) 認証の更新に係る費用

第2章 協議会の構成等

(協議会委員)

第7条 協議会委員は主要な学術団体、学識経験者等から協議会が選任し、公益社団法人日本獣医師会会長が委嘱する。

- 2 協議会は20名以内の協議会委員で組織する。
- 3 協議会委員の互選により協議会委員長1名、協議会副委員長1名を選任する。
- 4 協議会委員長は、協議会の事業を総理する。
- 5 協議会副委員長は協議会委員長を補佐し、協議会委員長に事故等があるときはその職務を代理し、協議会委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 協議会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(権 限)

第8条 協議会は、次の事項について決議する。

- (1) 協議会委員の選任又は解任
- (2) 規約及び細則の変更
- (3) その他協議会で決議するものとして定められた事項

(招 集)

第9条 協議会は、別段の定めがある場合を除き、委員長が招集する。

- 2 委員は、前条各号に規定する事項のほか、協議会の決議を要する事項が生じた場合には、協議会委員長に対しその理由を付して、協議会の招集を請求することができる。

(決 議)

第10条 協議会の決議は、決議について特別の利害関係を有する協議会委員を除く協議会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第11条 協議会の議事録は、事務局が作成する。

- 2 出席した協議会委員長及び協議会副委員長は前項の議事録を確認し、署名する。

(運営経費)

第12条 協議会の事務及び運営に必要な経費は、当面、公益社団法人日本獣医師会が負担するものとする。

第3章 事務局の設置

(事務局の設置)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の業務は、公益社団法人日本獣医師会が担う。
- 3 専門性が認定された獣医師の登録情報の管理、公表に関し必要な事項は協議会の決議により別に定める。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、協議会の承認を経て決定し、公益社団法人日本獣医師会会長に報告する。

第4章 認定・専門獣医師制度検討委員会の設置

(認定・専門獣医師制度検討委員会)

第14条 協議会は第4条第2項の規定に基づき、認定・専門獣医師制度の整備、獣医療広告として広告可能な認定・専門獣医師の認定分野及び専門性に係る名称の設定等について検討するため認定・専門獣医師制度検討委員会を設置する。

- 2 認定・専門獣医師制度検討委員会の委員は協議会が選任する。
- 3 認定・専門獣医師制度検討委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は協議会の決議により別に定める。

第5章 認証評価委員会の設置

(認証評価委員会)

第15条 協議会は第4条第2項の規定に基づき、専門性認定団体の認定要件の評価及び認証を行うため、認証評価委員会を設置する。

- 2 認証評価委員会の委員は協議会が選任する。
- 3 認証評価委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は協議会の決議により別に定める。

第6章 作業委員会の設置

(作業委員会)

第16条 協議会の事業を推進するために必要があるときは、協議会は第4条第2項の規定に基づき、作業委員会を設置することができる。

- 2 作業委員会の委員は、協議会が選任する。
- 3 作業委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、協議会の決議により別に定める。

第7章 外部評価委員会の設置

(外部評価委員会)

第17条 協議会が評価認証を行った認定・専門獣医師の認定分野及び認定制度の審査内容及びその他の協議会等の事業運営状況を評価するため、公益社団法人日本獣医師会に外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員会の委員は公益社団法人日本獣医師会会長が委嘱し、任期は2年とする。
- 3 外部評価委員会は、公益社団法人日本獣医師会会長が招集し、毎年一回以上開催する。
- 4 委員の互選により委員長1人、副委員長1人を選任する。

第8章 事業計画及び報告

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第19条 協議会は事業計画を毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、公表する。

(事業報告)

第20条 協議会は事業報告を毎事業年度終了後速やかに作成し、公表する。

第9章 協議会規約の変更及び解散

(協議会規約の変更及び解散)

第21条 協議会規約の変更及び解散は、協議会で決議のうえ、公益社団法人日本獣医師会会長に報告する。

- 2 前項の決議は、協議会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは協議会委員長の採決するところによる。

第10章 登録情報の管理・公表

(登録情報の管理・公表)

第22条 協議会が認証した専門性認定団体から認定された認定・専門獣医師の登録情報は、協議会が運営管理するデータベースにおいて適切に管理する。

- 2 協議会において管理される認定・専門獣医師の登録情報を公表するに当たっては、当該獣医師本人から適正な方法によって承諾を得るとともに、個人情報漏洩等が生じないよう必要な措置を講ずる。

第11章 雑 則

(規約外事項)

第23条 この規約に定めのない事項については、協議会委員長が協議会に諮ったうえでこれを決定する。

附 則 (令和6年6月4日・認定・専門獣医師協議会事業推進委員会全面改正)

- 1 この規約は、公益社団法人日本獣医師会が令和元年12月26日に設置した総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会が令和3年9月10日に制定した認定・専門獣医師協議会規約を全面改正するものである。
- 2 この改正は、令和6年6月4日から施行する。

附 則 (令和6年9月30日一部改正・令和6年度第2回認定・専門獣医師協議会承認)

- 1 この改正は、令和6年10月1日から施行する。